

別紙 9

国産飼料資源生産利用拡大対策のうち放牧活用型持続的畜産生産推進の事業細目及び具体的な手続き等について

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1874 号生産局長通知）の本文（以下「実施要領」という。）第 2 の 6 の（2）の畜産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

第 1 定義

本要領における用語については、次に定めるところによる。

- 1 集約放牧 草地と家畜の生産性を高めるため、放牧に適した草種を安定的に牛に採食させる放牧方法（高栄養価草種の利用、短草利用、頻回転牧と草量の過不足への対応などを組み合わせること）をいう。
- 2 有機放牧 放牧地において、次の（1）から（5）までに掲げる基準に適合する放牧の方法であり、日本農林規格認証取得の有無にかかわらずのものとする。
 - （1）周辺から使用禁止資材（有機畜産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1608 号）第 3 条の定義に準拠する。以下同じ。）が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。
 - （2）組換え DNA 技術を用いて生産された種苗がは種又は植え付けされていないこと。
 - （3）放牧牛が畜舎に自由に出入りできない場合にあっては、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる立木、林又は施設を有していること。
 - （4）放牧地の状況、年齢等に応じて、捕食者の侵入等についての対策を講じていること。
 - （5）事業実施年度以降、使用禁止資材を使用せずに肥培管理及び有害動植物の防除が行われていること。

第 2 事業の内容

放牧又は有機放牧を活用した持続的な畜産物生産の推進を図るための次の 1 及び 2 の取組

1 肉用牛放牧

肉用繁殖雌牛の放牧の取組を推進するための次の（1）から（3）の取組

- （1）放牧利用推進
- （2）放牧牛の導入
- （3）放牧条件整備

2 放牧酪農

搾乳牛等の集約放牧等の取組を推進するための次の（1）及び（2）の取組

- （1）放牧利用推進
- （2）放牧条件整備

第 3 事業実施主体

事業実施主体の要件は、次の1から8までのいずれかに該当する生産者集団等であること。ただし、農業者の組織する団体の場合は、3戸以上の農業者により構成されるものに限ることとする。

- 1 農業協同組合又は農業協同組合連合会
- 2 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- 3 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- 5 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（以下の（1）又は（2）に該当するものを除く。）
 - （1）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの
 - （2）その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（1）に掲げるもの（2又は4に該当するものを除く。）の所有に属しているもの
- 6 協議会（次の（1）から（3）までの全ての要件に適合している場合に限る。）
 - （1）繁殖農家、肥育農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）等の本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。ただし、農業者のみで組織する団体は除く。
 - （2）事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
 - （3）協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 7 農業に取り組む社会福祉法人
- 8 その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）

第4 事業の要件

- 1 事業実施主体は、別紙9様式第1号により、最長3年間を事業取組期間とする放牧利用推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。推進計画は第4の2に定める放牧の形態ごとに策定し、推進計画ごとに第3の事業実施主体の要件を満たすこと。ただし、新たに放牧に取り組む者及び放牧を拡大する者は同じ事業実施主体に属してもよいものとする。
- 2 事業の目標については、事業開始年度の前年度を基準年度とし、事業取組期間最終

年度の翌年度を目標年度とした上で、放牧頭数、放牧面積、放牧期間を設定し、

(1) 又は(2)を満たすものとする。

(1) 肉用牛放牧にあってはア又はイの要件を満たすこと。

ア 新たに放牧に取り組む場合、次のいずれかを満たしていること。

(ア) 目標年度の放牧頭数が3頭以上であること。

(イ) 放牧の用に供する放牧地の実面積が1頭当たりおおむね50a以上であること。

ただし、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2の地域別農業振興計画が同第4の1の(2)による認定を受けた場合であって、放牧の用に供する放牧地が同第3の3の対象地域であるときは、放牧の用に供する放牧地の実面積は1頭当たり15a以上とする。

イ 放牧を拡大する場合、次の(ア)に加え(イ)又は(ウ)の要件を満たしていること。ただし、目標年度の放牧期間が北海道、東北地方及び北陸地方にあっては180日以上（有機放牧又は採草と放牧の兼用に取り組む場合はおおむね120日以上）、その他の地域にあっては240日以上（有機放牧又は採草と放牧の兼用に取り組む場合はおおむね160日以上）の場合には、(ウ)の要件を満たすものとする。

(ア) 推進計画に記載された基準年度の実績に比べ、目標年度の放牧頭数がおおむね1割以上増加（有機放牧の場合は増加）する計画であること。

(イ) 推進計画に記載された基準年度の実績に比べ、目標年度の放牧面積がおおむね1割以上拡大（有機放牧の場合は拡大）する計画であること。

(ウ) 推進計画に記載された基準年度の実績に比べ、目標年度の平均放牧期間（放牧に供する牛の年間放牧日数の平均）が1割以上増加（有機放牧の場合は増加）する計画であること。

(2) 放牧酪農にあってはア又はイの要件を満たすこと。

ア 北海道で実施する場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 搾乳牛等の集約放牧が行われていること。

(イ) 搾乳牛等の集約放牧の用に供する放牧地の実面積が、1頭当たりおおむね20a以上であること。

(ウ) 搾乳牛等の放牧期間については、地域の標準的な条件等からみて放牧可能な期間（有機放牧又は採草と放牧の兼用に取り組む場合は当該期間に2/3を乗じた日数）を設定していること。

(エ) 1日の搾乳牛等の集約放牧の時間がおおむね8時間以上となっていること。

イ 都府県で実施する場合にあっては、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 搾乳牛等の放牧が行われていること。

(イ) 搾乳牛等の放牧の用に供する放牧地の面積が、1頭当たりおおむね10a以上であること。

(ウ) 搾乳牛等の放牧期間については、地域の標準的な条件等からみて放牧可能な期間（有機放牧又は採草と放牧の兼用に取り組む場合は当該期間に2/3を乗じた日数）を設定していること。

(エ) 1日の搾乳牛等の放牧の時間がおおむね4時間以上となっていること。

- 3 事業実施主体は、第2の1の(1)又は2の(1)の放牧利用推進を必須とし、本事業の実施による効果を周辺地域等へ普及させる取組として、次の(1)から(5)までに掲げる取組の中から1つ以上を行うこととする。
- (1) 事例発表や意見交換のための会議、現地研修会等の開催
 - (2) 取組事例を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布
 - (3) ホームページや機関誌等への掲載による取組事例等の周知
 - (4) 放牧地展示器具の設置
 - (5) その他地方農政局長が認める取組
- 4 放牧牛の導入にあつては、以下の全ての条件を満たすものとする。
- (1) 本事業による放牧牛の導入にあつては、おおむね8か月以上72か月未満の月齢の繁殖に供する肉専用種又は交雑種の雌牛であること。
 - (2) 導入する放牧牛を3年以上放牧利用すること。
 - (3) 導入する放牧牛を地域の標準的な条件等からみて適切な日数放牧すること。
 - (4) 放牧面積に比して適切な導入頭数とすること。
 - (5) 国及び独立行政法人農畜産業振興機構から、繁殖雌牛の導入、保留、増頭、その他の補助金の交付を受けていないこと。
- 5 放牧地の簡易整備にあつては、次の(1)から(5)までを満たすものとする。
- (1) 本整備の対象となる放牧地は、裸地化、強害雑草の混入若しくは病虫害の発生の部分の面積が当該放牧地のうち3割以上を占める草地又は本事業により放牧の用に供する低・未利用地であつて、第4の2に定める目標を満たす面積を確保できる放牧地とする。
 - (2) 放牧地の簡易整備は、土壌分析、飼料分析及び堆肥分析（以下「調査分析」という。）に基づく適正な土壌改良資材、種子、肥料及び農薬等の投入、耕起、砕土、整地、除草等により行うものとする。
 - (3) 放牧地の簡易整備により行う調査分析については、公的機関等（公的機関又はこれに準ずると地方農政局長が認める機関をいう。）により実施されるものであること。ただし、既に公的機関等が分析した結果を有している場合には、その分析結果を用いることができる。
 - (4) 本整備の対象となる種子は、原則として飼料作物優良品種種子利用促進要領（昭和50年4月21日付け50畜B第233号農林水産省畜産局長通知）第1の1に基づき都道府県知事が指定する品種であつて、品質の証明を受けたもの（以下「奨励品種」という。）とする。ただし、奨励品種を利用しない場合には、都道府県試験場等の公的機関が奨励品種と同等の品種であると証明した品種の種子であつて、既存品種と比較して放牧適性が同等以上と見込まれるものとする。
 - (5) 本整備の対象となる農薬は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき農薬の登録がなされているものであること。
- 6 放牧管理における省力化機器の導入にあつては、次の(1)及び(2)を満たすものとする。
- (1) 放牧管理における省力化機器とは、放牧に導入可能な機器として確立しており、放牧管理において一定程度の成果が認められているものに限る。

(2) 放牧管理における省力化機器を導入する場合は、一つの事業実施主体当たり 15 頭以上の牛を放牧させている場合に限る。

- 7 本事業の実施に当たっては、本事業の参加者となる畜産農家等が「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和 4 年 10 月 31 日付け 4 畜産第 1660 号農林水産省畜産局企画課長通知)で定められたチェックシートの取組内容について、自らがその生産活動の点検を行っていることを要するものとする。
- 8 本事業の参加者のうち配合飼料を購入している畜産経営者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知)に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約(以下「契約」という。)の締結を継続するものとする。また、事業実施年度の前年度に契約を締結していない者、自給飼料への転換等の合理的な理由がある者及び不特定の者が受益する取組を行う者については、この限りではない。

第 5 事業実施手続

- 1 事業実施主体候補者の選定は、畜産局長が別に定める公募要領(以下「公募要領」という。)で行うものとする。また、継続して事業の実施を希望する事業実施主体については、事業実施期間に関して毎年度事業実施主体候補者として公募要領に従い、応募するものとする。
- 2 本事業へ応募を検討している者は、予め関係する機関等(事業を実施しようとする地域を管轄する都道府県、市町村、農協等)との調整を図るものとする。
- 3 事業実施主体候補者は、推進計画(別紙 9 様式第 1 号)等の必要な書類について、地方農政局長と調整の上、要綱に規定する交付申請書とともに提出するものとする。なお、公募要領に基づき提出した書類については、変更がない場合は提出を省略することができるものとする。
- 4 要綱別表 2 に規定する重要な変更を行う場合には、地方農政局長と変更する推進計画(変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。)を調整の上、要綱に定める補助金変更等承認申請書に添付するものとする。
- 5 事業実施主体は、やむを得ず、事業計画を変更する場合には、あらかじめ地方農政局長に変更の理由の確認を受け、変更後の計画の調整を行う。
- 6 本事業の実施は、要綱第 9 の 1 により交付決定が行われた年度内とする。

第 6 事業の着手

- 1 事業実施主体による本事業の着手(資材等の発注を含む。以下同じ)については、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効率的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- 2 1のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合において、事業実施主体は、あらかじめ地方農政局長の適正な指導を受けた上で、地方農政局長に対し、別紙9様式第2号により交付決定前着手届を提出するものとする。
- 3 地方農政局長は、事業実施主体が1のただし書きに基づき補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第7 事業達成状況の報告

事業実施主体は、事業取組期間の各年度の達成状況について、翌年度の7月末日までに事業達成状況報告書（別記様式1号）に別紙9様式第1号に準じて作成したものを添付し、地方農政局長に報告するものとする。なお、要綱第18の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業達成状況の報告に代えることができるものとする。

第8 事業の評価等

- 1 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の8月末日までに事業評価報告書（別記様式2号）に別紙9様式第3号を添付し、地方農政局長に提出するものとする。
- 2 地方農政局長は、事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙9様式第4号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。

第9 助成の対象

- 1 実施要領第6の事業ごとの助成対象となる経費は、別紙9別表に記載するとおりとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

第10 導入牛等の管理運営等

- 1 事業実施主体は、推進計画に基づく放牧期間が終了した後においても、耐用年数期間内は引き続き放牧を継続するなど、善良な管理をもって、事業目的に沿った利用を行うものとする。
- 2 導入牛及び本事業対象牛から生産された子牛は、事業実施主体の所有であることとする。ただし、放牧実施者への貸付又は管理委託をすることができるものとする。この場合において、事業実施主体は、導入牛の貸付又は管理委託に係る規程を整備するものとし、かつ、借受者又は管理受託者との間に家畜の管理及び保全を内容とする契約を締結するものとする。

- 3 事故等による損害賠償等については、以下の（１）から（５）に沿って対応するものとする。
- （１）導入した放牧牛に盗難、失踪、死亡、その他重大な事故が生じた場合には、事業実施主体は、遅滞なく、その旨を地方農政局長に報告し、指示を受けるものとする。
 - （２）貸付又は管理委託により放牧を実施する場合には、貸付期間中又は管理委託期間中に対象家畜が事故等にあった場合の責任の所在、処理方法等について、契約書に規定するか、又は契約の締結時に明確にしておくものとする。
 - （３）導入家畜の事故についての損害賠償の有無の判断は、通常の放牧管理（冬期の舎飼管理を含む。）をその判断基準とするものとする。
 - （４）事業実施主体は、放牧実施者から損害賠償があった場合には、当該損害賠償金額のうち交付金に相当する額を地方農政局長へ返還するものとする。
 - （５）事業実施主体は、事故発生後においても、代替牛を導入するなどして推進計画に基づく放牧の取組に努めるものとする。

別紙 9 別表

区 分	取組内容及び補助対象	助成範囲
1 肉用牛放牧 (1) 放牧利用推進	1 放牧技術の習得に必要な対策 先進地視察、放牧技術者の育成及び研修会の開催、専門家による現地指導等の経費 2 放牧普及啓発に必要な対策 現地研修会、パンフレット・マニュアルの配布等の経費 3 地域内における放牧実施体制の構築に必要な対策 地域内における放牧実施体制構築のための検討会、情報の収集等の経費 4 理解醸成に必要な対策 地域住民を対象とした放牧に対する理解醸成のための研修会・説明会等の開催、地域住民との放牧に係るふれあいイベントの開催及び普及啓発資料の作成等の経費 5 放牧実施に必要な対策 放牧の実施に必要となる牛の馴致費用、運搬費用、薬剤費用、検査費用、保険費用及び放牧地再生に必要な機械リース費用等の経費 6 その他放牧の推進に必要な経費	
(2) 放牧牛の導入	放牧牛（繁殖雌牛）の購入費及び導入経費（市場手数料、運搬経費等）	
(3) 放牧条件整備	1 隔障物等の整備 電気牧柵一式、給水設備（水源からの引き込み施設を含む。）、移動式スタンション等 2 放牧衛生費 アブ誘引設備(アブトラップ)等、放牧衛生対策に必要な家畜衛生に係る費用 3 簡易整備資材費 簡易牛舎用の資材購入等に係る費用	

2 放牧酪農 (1) 放牧利用推進	4 放牧地の簡易整備 土壌分析、飼料分析、堆肥分析、土壌改良資材、種子、肥料、農薬等 5 放牧管理における省力化機器の導入 G P S 端末を用いた放牧管理等 I C T 技術を活用した放牧牛及び放牧地管理機器の購入又はレンタル 6 その他放牧に必要な簡易施設の整備費 1 放牧技術の習得に必要な対策 先進地視察、放牧技術者の育成及び研修会の開催、専門家による現地指導等の経費 2 放牧普及啓発に必要な対策 現地研修会、パンフレット・マニュアルの配布等の経費 3 地域内における放牧実施体制の構築に必要な対策	放牧地の簡易整備については、裸地化、強害雑草の混入又は病虫害の発生の部分について、事業実施主体の他、第三者等の判断により、その割合が3割を占める放牧地を対象とすることができるものとする。また、肥料は売買の実績が確認できるものに限る。 放牧管理における省力化機器については、放牧に導入可能な機器として確立しており、放牧管理において一定程度の成果が認められているものに限る。
---------------------------------	--	---

(2) 放牧条件整備	地域内における放牧実施体制構築のための検討会、情報の収集等の経費 4 理解醸成に必要な対策 地域住民を対象にした放牧に対する理解醸成のための研修会・説明会等の開催、地域住民との放牧に係るふれあいイベントの開催及び普及啓発資料の作成等の経費 5 放牧実施に必要な対策 放牧の実施に必要なとなる牛の馴致費用、運搬費用、薬剤費用、検査費用、保険費用及び放牧地再生に必要な機械リース費用等の経費 6 その他放牧の推進に必要な経費 1 隔障物等の整備 電気牧柵一式、給水設備（水源からの引き込み施設を含む。）、移動式スタンション等 2 放牧衛生費 アブ誘引設備（アブトラップ）等、放牧衛生対策に必要な家畜衛生に係る費用 3 簡易整備資材費 簡易牛舎用の資材購入等に係る費用 4 放牧地の簡易整備 土壌分析、飼料分析、堆肥分析、土壌改良資材、種子、肥料、農薬等 5 放牧管理における省力化機器の導入 G P S 端末を用いた放牧管理等 I C T 技術を活用した放牧牛及び放牧地管理機器の購入又はレン	放牧地の簡易整備については、裸地化、強害雑草の混入又は病害虫の発生の部分について、事業実施主体の他、第三者等の判断により、その割合が3割を占める放牧地を対象とすることができるものとする。また、肥料は売買の実績が確認できるものに限る。 放牧管理における省力化機器については、放牧に導入
-------------------	--	---

	タル	可能な機器として 確立しており、放 牧管理において一 定程度の成果が認 められているもの に限る。
	6 その他放牧に必要な簡易施設の整備費	

注：放牧条件整備（4 放牧地の簡易整備を除く。）を実施する場合は、既存施設等を有効活用してもなお不足する場合に限り支援の対象とする。

別紙 9 様式第 1 号（第 4 の 1、第 5 の 3 関係）

放牧利用推進計画（〇〇年度）

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

注 放牧の形態ごとに推進計画を策定すること。

2 助成事業参加申請

事業名	申請			
	新規放牧		放牧拡大	
	放牧	有機放牧	放牧	有機放牧
1 肉用牛放牧				
2 放牧酪農				

注 助成を希望する事業の申請欄に○を記入すること。

3 事業の目的及び地域内における現状並びに課題

地区の名称	
事業の目的	
現 状	
課 題	

4 事業実施主体における放牧の実施状況と目標

○肉用牛放牧

	〇〇年度 (基準年度) ①	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年 (目標年度) ②
放牧面積 (ha)					〇ha (達成率②/① ×100-100)
うち地域別農業振 興計画対象地					
うち荒廃農地					
放牧戸数					
うち新規取組者					
放牧頭数					〇頭 (達成率②/① ×100-100)
放牧期間 (合計放牧日数)	〇月～〇月 〇〇日				〇日 (達成率②/① ×100-100)
採草利用期間	〇月～〇月				

注：荒廃農地は、農地法第32条第1項第1号の遊休農地に該当する農地を記載する。

注：採草利用期間とは、採草により放牧ができなくなる期間をいう。

○放牧酪農

	基準年度 (〇〇年度)	1年目 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目 (〇〇年度)	目標年度 (〇〇年度)
放牧面積 (ha)					
放牧戸数					
飼養頭数					
うち放牧頭数					
搾乳牛					
育成牛					
その他					
放牧期間 (合計放牧日数)	〇月～〇月 〇日				
1日の平均放牧 時間					
採草利用期間	〇月～〇月				

注：採草利用期間とは、採草により放牧ができなくなる期間をいう。

5 放牧の取組内容の地域への波及方法

	具体的な波及方法
〇〇年度	
〇〇年度	
〇〇年度	
(目標) 〇〇年度	

注 放牧の取組内容を地域に波及させる計画とすること。

6 取組効果を周辺地域等へ普及させる取組

- (1) 事例発表や意見交換のための会議や現地研修会等の開催 ()
- (2) 取組事例等を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布 ()
- (3) ホームページや機関誌等への掲載による取組事例等の周知 ()
- (4) 放牧地展示器具の設置 ()
- (5) その他(内容:) ()

注1: (1) から (5) までの1つ以上を選択し、() 内に○を記載すること。

注2: その他の場合には、(内容:) 内に取組内容を記載すること。

7 事業実施主体における放牧の取組計画

	放牧取組の具体的内容
(1年目) 〇〇年度	
(2年目) 〇〇年度	
(3年目) 〇〇年度	

注 事業取組期間内に取り組む放牧の内容を具体的に記載する。

注 放牧管理における省力化機器を導入予定の場合は、導入予定の機器の情報、個数及び省力化の取組計画について記載すること。

8 全体事業計画

(千円)

区 分	〇〇年度			〇〇年度			〇〇年度		
	事業 内容	事業費	補助金	事業 内容	事業費	補助金	事業 内容	事業費	補助金
(1)放牧利用推進									
(2)放牧牛導入※									
(3)放牧条件整備									
計									

※肉用牛導入のみ記載する。

9 当該年度の事業計画

(千円)

区 分	〇〇年度					
	事業内容	員数	単価	事業費	補助金	備考
(1)放牧利用推進	先進地視察 放牧技術者 育成等 購入費等 電気牧柵 給水施設等					
(2)放牧牛導入※						
(3)放牧条件整備						
計						

※肉用牛導入のみ記載する。

10 放牧牛導入要件確認※

※肉用牛導入のみ記載する。

耳標番号	繁殖雌牛 導入年	放牧供 用年数	放牧牛の 生年月日	放牧 開始年	放牧予 定日数	放牧予定面 積 (ha)	要件 可否

注：導入する放牧牛ごとに要件確認を行う。

11 「みどりのチェックシート」及び配合飼料価格安定制度の加入状況確認

(1) 「みどりのチェックシート」による点検の実施

点検を実施していること確認した場合はチェックを入れる。

☐

(2) 配合飼料価格安定制度の加入状況の確認

配合飼料価格安定制度の加入状況の確認を行った場合はチェックを入れる。

☐

12 添付書類

- ・事業実施主体規程、会計規程、構成員名簿、繁殖雌牛・簡易施設等に係る諸規定
- ・放牧実施計画地地図
- ・事業実施主体収支計画
- ・推進体制(フロー図)
- ・その他地方農政局長が必要と認める資料

注：農林水産省畜産局長が別に定める公募要領による応募申請書の提出時に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名：
代表者の役職及び氏名：

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業（国産飼料資源生産利用拡大対策のうち放牧活用型持続的畜産生産推進）の交付決定前着手届

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画（国産飼料資源生産利用拡大のうち放牧活用型持続的畜産生産推進）に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

取組の名称	事業量	事業費	着手 予定日	完了 予定日	交付決定前に着手する理由

別紙9様式第3号（第8の1関係）

（〇〇年度）放牧利用推進評価報告書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

注 放牧の形態ごとに事業評価報告書を策定すること。

2 放牧の取組状況と実績

（1）年度別の取組状況

	取 組 状 況
（1年目） 〇〇年度	
（2年目） 〇〇年度	
（3年目） 〇〇年度	

注 放牧管理における省力化機器を導入した場合は、導入した機器の情報、個数及び省力化の効果を記載すること。

（2）放牧の取組実績

○肉用牛放牧

	〇〇年度 (基準年度)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度 (目標年度)	備 考
放牧面積						
うち荒廃農地						
放牧戸数						
うち新規取組者						
放牧頭数						
放牧期間						
採草利用期間						

注：採草利用期間とは、採草により放牧ができなくなる期間をいう。

○放牧酪農

	〇〇年度 (基準年度)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度 (目標年度)	備 考
放牧面積						
飼養頭数						
うち放牧頭数						

	搾乳牛						
	育成牛						
	その他						
放牧期間							
1日の放牧時間							
採草利用期間							

注：採草利用期間とは、採草により放牧ができなくなる期間をいう。

(3) 放牧条件整備の内容

	放牧草地の現状	放牧条件整備の内容
〇〇草地〇ha	当該草地は更新後〇年が経過し、裸地化(〇%)が進むとともに強害雑草割合が〇%となっており生産性が大きく低下している。	強害雑草対策として〇を行うとともに、〇を播種することにより生産性の高い草地を目指す。

3 事業実績

(千円)

区 分	初年度			〇〇年度			〇〇年度		
	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金
(1)放牧利用推進									
(2)放牧牛導入※									
(3)放牧条件整備									
計									

※肉用牛導入のみ記載する。

4 推進計画の目標と達成状況

目標年度	〇〇年度
目 標 (推進計画)	
実 績	
達成状況に関する自己評価	

注1：目標の欄は、推進計画に記載した目標の内容を記載する。

注2：実績の欄は、目標に該当する実績について記載する。

注3：達成状況に関する自己評価については、達成／未達にかかわらず、主観的観点から、自ら設定した目標に対する達成状況についての評価を記載する。

〇〇農政局長 宛
（北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名：
代表者の役職及び氏名：

畜産生産力・生産体制強化対策事業（国産飼料資源生産利用拡大対策のうち放牧活用型持続的畜産生産推進）の事業実施に関する改善計画について

令和〇〇年度～令和〇〇年度（西暦〇〇年度）において実施した畜産生産力・生産体制強化対策事業（国産飼料資源生産利用拡大対策のうち放牧活用型持続的畜産生産推進）について、当初事業実施計画の成果目標の達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1. 事業の取組の経過

2. 事業実施計画の成果目標が未達となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度（〇〇年度）における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	